

3. 障害者手帳

■身体障害者手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

身体障害者手帳とは、手足などの肢体、視覚や聴覚、心臓、腎臓や呼吸器などに障がいのある方がいろいろな社会福祉サービスを受けるときに必要な手帳です。

1. 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者診断書（指定医が記入したもの、様式は窓口にあります。）
※作成日が3か月以内のものに限る。
- (2) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (3) 印鑑（認印で可） ※新規申請のみ
- (4) 個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
- (5) 現在の身体障害者手帳（再交付申請の方（紛失を除く））

2. その他 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 死亡
- (4) 障がいの程度の変更
- (5) 手帳の紛失・破損（佐賀県発行の紙型の手帳については、市役所の窓口で即日発行できます。）

3. 注意事項

- (1) 有効期限の3か月前から手続きができます。
- (2) 認定の可否をお知らせするまでには、2～3か月かかります。

■療育手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

療育手帳とは、知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導、相談や各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。

1. 申請に必要なもの

- (1) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (2) 母子手帳
- (3) 個人番号カードまたは個人番号通知カード
- (4) その他（18歳以上の方は学業成績証明など）

※申請時に保護者の方に1時間程度聞きとりを行います。事前に予約し、時間に余裕を持ってお越しください。

2. 判定 窓口で申請後、佐賀県総合福祉センターで判定を受けていただきます。

3. その他 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 保護者の変更
- (4) 死亡
- (5) 手帳の紛失・破損
- (6) 次期判定日の到来

4. 注意事項 認定の可否をお知らせするまでには、3か月以上かかります。

■精神障害者保健福祉手帳

窓口 障がい福祉課 生活支援一係（9～13番窓口） TEL 40-7255 FAX 40-7379

精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障がいの状態にあることを証するもので、精神障がい者の生活を支え、社会参加を手助けするためのものです。

※初診日から6か月以上経過してないと申請ができません。

1. 申請に必要なもの

(1) 診断書で申請	①診断書～A3サイズ（所定の様式）※作成日が3ヶ月以内のものに限る ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）
(2) 年金証書で申請	①年金証書（H9.1.1以降のもの） ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）
(3) 特別障害給付金受給資格者証等で申請	①特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書 ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）

※写真については希望者のみ

2. その他 次に該当する場合は必ず届出をしてください。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 死亡
- (4) 手帳の紛失・破損
- (5) 有効期限の到来

3. 注意事項

- (1) 手帳の有効期間は2年です。
- (2) 有効期限の翌日から起算して3か月前から更新手続きができます。
（例）有効期限が5月31日の場合、翌日の6月1日から起算して、3か月前の3月1日から更新手続きができます。
- (3) 認定の可否をお知らせするまでには、2～3か月かかります。